

介護等体験の意義と課題

——「神奈川大学方式」で取り組んでみて——

入江 直子

はじめに

1998（平成10）年4月1日、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（介護等体験特例法）が施行された（1997年6月18日成立）。これは、田中真紀子衆議院議員の発議から始まった、9名の議員による議員立法であり、田中議員は国会で提案理由を次のように説明している。

「高齢化、少子化の時代に、将来を見据えた教員の資質向上の一環として、また、長い目で見て日本人の心にやさしさを甦らせることに繋がるものとして、いじめの問題など困難な問題を抱える教育の現場で、これから活躍される方々が、高齢者や障害者に対する介護等の体験を自らの原体験として持ち、また、そうした経験を現場に活かしていくことによって、人の心の痛みのわかる人づくり、各人の価値観の相違を認められる心を持った人づくりの実現に資することを期待しております。」¹⁾

こうして成立・施行された介護等体験特例法によって、1998年度入学者より、小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者は、「介護等体験」を行うことになった。

神奈川大学では、1998年度に短大生と科目等履修生を対象に始まり、2007年度まで10年にわたって実施してきた。この間、神奈川大学独自の方式で取り組んできた経緯があり、また筆者はその展開に中心的に関わってきたことから、

ここで10年間の成果と課題についてまとめてみることにした。

1. 10年間の経緯

(1) スタート時点での現場の混乱

1998年度は、法の施行が4月1日であったため、新年度に入ってから準備になった。体験の内容は、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」（介護等体験特例法第1条）と示され、受け入れ施設としては、特殊教育諸学校（2007年度からは特別支援学校）と社会福祉施設が定められた。そして体験の期間は、文部事務次官通達で「7日間を下らない範囲内」で、「社会福祉施設等5日間、特殊教育諸学校2日間とすることが望ましい」とされた。また大学が学生の体験希望を取りまとめ、社会福祉施設については学生が希望する都道府県の社会福祉協議会、特殊教育諸学校については都道府県教育委員会に申し込み、そこが受け入れ施設等をさがして学生の割り振りをし、その後は大学が直接施設等とやりとりをして実施するという方式になった。

したがって、受け入れ側として社会福祉施設と特殊教育諸学校、送り出す側として大学、申し込みを取りまとめて割り振りをする者として都道府県社会福祉協議会と都道府県教育委員会が、それぞれ現場となることになった。しかし、介護等体験特例法は議員立法であり、現場の問題から構想されたものではなかったため、それぞれの現場にとっては「上から降ってきた」問

題で、「趣旨を理解する」よりも、「何とか対応する」ことに精一杯という状況であった。

神奈川大学では、法が施行された1998年度の入学者として、その年から教職課程を履修する科目等履修生と短大生を対象に実施する必要があったため、年度が始まってから開催された県社会福祉協議会と県教育委員会の説明会に参加して、学生の申し込みをまとめて提出した。初年度は7名が実施した。社会福祉施設の方は、学生の住所等を配慮して割り振られたので、県内7ヶ所、場所も期間もばらばらであった。特殊教育諸学校の方は、近隣の学校を4ヶ所割り当てられ、やはり7名だったので、1ヶ所1～2名が実施している。

このスタート時点で現場が混乱し、特に大学にとって問題となったこととして、以下の点をあげることができる。

① 「体験」のとらえ方のズレ

「介護等体験」は、前述したように、前年の6月の議員立法によって突然実施することになったものなので、それぞれの「現場」にとっては、「上から降ってきた」問題であり、何とか対応しなければならないこととして扱われることとなった。そのため、受け入れる側の施設としては、今までの経験の中で近いものとして、社会福祉施設では「福祉実習」、特殊教育諸学校では「教育実習」が参考にされた。したがって、施設からは「実習生」として受け入れられるという実情であった。

一方、送り出す側の大学としては、そもそも教員養成課程の中に「介護」に関する学習は位置づけられておらず、特に教育学部ではなく教職課程である神奈川大学では、障害児教育に関する科目も設定されていない状況で、「介護」に関する学習を前提とした「実習生」として学生を送り出すことは不可能な状況であった。したがって、あくまで「体験」として位置づける以外にはないのである。

この「実習」か「体験」かという問題は、議

論する場もなく実際に始まってしまい、現在に至るまで、まともに議論されていないと思われる。申し込みを取りまとめて割り振りをする社会福祉協議会や教育委員会も、事務的な処理をするだけで、この問題の調整は一切行っていない。「実習生」として学生を受け入れた施設が、期待とは違う学生の「実態」から、不満を感じながらも考えを変えざるを得なくなったというのが実情である。(しかし、現在でも「実習生」と言われるし、そのニュアンスは消えていない。)この間、そういう学生をお願いする立場の大学は、できる限り「事前指導」に取り組みながら、学生の「不始末」(「実習生」としての不十分さだけでなく、基本的な社会性の欠如も含めて)の「始末」のために、施設に謝罪を繰り返し、何とか学生の免許取得を保障してきたのである。

② 大学に期待される「事前指導」

前述したように、そもそも教員養成課程には、「実習」の前提となる「介護」に関する学習は位置づいていないし、「介護等体験」の免許取得要件への導入にあたっては、「体験」を実施したという「証明書」が必要になっただけである。したがって、個人で実施することもできるが、大学が学生の体験希望を取りまとめて依頼する窓口となることが想定された。大学の教職課程にとっては、学生の申し込みを取りまとめる事務作業と、学生を送り出すに当たっての最小限の「事前指導」が、必要なこととして加わったということである。

「事前指導」は、授業外で実施するため、介護等体験を実施する学生が共通する時間帯を設定するのが難しく、複数行うなどの必要があった。それを2～3回にわたって実施するのであるから、かなり具体的な時間を要した。また、内容についても、教職課程の教員が専門とすることとは限らず、戸惑う状況で、ビデオを視聴したり、「体験」に行く施設の職員の話の聞いたりという工夫をした。(ここでも「実習」と

いう言葉が使われ、学生の現状を理解されているか不安であった。)

このようなことが、神奈川大学としては「できる限りの事前指導」であったが、「学生の現状」と「施設等が期待する学生像」のギャップから、大学の「事前指導」に対しての不満が、マスコミ等でも語られた。その中には、基本的な社会性の欠如——遅刻する、挨拶や返事ができない等——の問題もあるが、「将来の教員」としての過度の期待に学生が応えられないような場合もあると思われた。

(2) 神奈川大学方式の模索と定着

以上のような「現場」の混乱を伴って発足した「介護等体験」であったが、1998・1999年度は、対象が短大生と科目履修生で10名以内であったため、個別に対応する形で実施することができた。しかし、2000年度には、1998年度入学の3年生100名余りが対象になり、²⁾実施してみても、改めて問題と感ずることが浮上した。また、神奈川大学では、1999年度入学者までは3年生以上を対象にしていたが、2000年度入学者からは2年生以上を対象にすることになり、2001年度は移行期で、2学年分の学生数が予想されることから、問題はより一層深刻に感じられる事態であった。

問題の一つは、社会福祉施設の体験先があまりにばらばらで、学生の状況がつかめないということであった。特殊教育諸学校については、近隣の学校（この年度、横浜キャンパスの場合は2校、湘南ひらつかキャンパスの場合は1校）に希望した人数が割り当てられた。しかし、社会福祉施設については、大部分が神奈川県社会福祉協議会に申し込んで割り振ってもらったが、学生の住所等を考慮して割り振られるので、実施施設も実施期間もほとんどばらばらで、大学が施設と必要な連絡をとるだけでも大変で、学生の実施状況を把握することなど不可能であった。

もう一つは、「体験」と「実習」というとら

え方のズレからくることであろうと思われるが、社会福祉施設の入所施設（例えば、老人ホームなど）に「体験」に行き、「実習」として「オムツ換え」等をさせられることがあった。現在の学生は、高齢者を介護した経験はほとんどなく、また学習も何もしていないので、ただびっくりして、イヤな経験として残ってしまった場合も多く、せっかくの「体験」が「良い体験」になりにくい状況であった。

このような問題を感じたので、何とか特殊教育諸学校の場合のように、なるべく大学の近くのいくつかの施設でまとめて体験を実施できないものかと、施設にも打診しながら、県の社会福祉協議会に相談したが、実現は難しかった。そこで、社会福祉協議会を通さずに、大学が直接依頼する方法で受け入れてもらえるどうか、直接施設に打診した。ちょうど介護保険制度が始まり、デイ・サービスを中心とした高齢者の在宅介護支援施設が地域に増えていくところだったので、その情報に接して、大学近隣の数ヶ所の「地域ケアプラザ」（横浜市のデイ・サービス施設の呼称）に呼びかけをした。そのうちの3ヶ所から受諾の回答がもらえたので、2001年度から、その3ヶ所の「地域ケアプラザ」に学生の介護等体験をまとめてお願いすることになった。

この「神奈川大学方式」と自称している方法によって、前述した二つの問題を解決することができた。すなわち、一つは、主に3つの施設でまとめて実施できるようになったので、施設との連絡、施設での事前オリエンテーションなどがスムーズにできるようになるとともに、学生の実施状況についても、必要に応じて施設に出向くなどして、把握することが可能になった。またもう一つは、デイ・サービス施設にお願いすることができたことで、学生は比較的要介護度の低い高齢者との「交流」を中心とした「介護等体験」をすることができるようになり、送り出す側としては、（学生のためには）安心して送り出すことができるようになったというこ

とである。

「神奈川大学方式」は、具体的には以下のよう
に運営されている。

施設によって受け入れ条件が違うが、受け入れ
日数は、5日または7日となっている。(社会福祉施設
だけで7日間の体験を行うことも可能になっている。)
条件は、例えば、A施設は、水～火曜日の1週間
の中の5日間または7日間で、1週間に2人受け
入れる。B施設は、月～金曜日の5日間か、月～
日曜日の7日間で、1週間に3人受け入れる。C
施設では、曜日を固定して5週か7週続け、1年
に50人受け入れる、などである。それらの条件を
学生に示し、年度始めに、大学が先着順で申し込
みを受け付け、まとめて施設に申し込むところから
始まる。その後は、施設で適宜(1ヶ月1回ぐら
い)事前オリエンテーションをしながら、実施して
もらっている。

なお、体験費用は、神奈川県社会福祉協議会
を通して実施すると、1日2000円(社会福祉協
議会の事務手数料500円を含む)であるが、神
奈川大学では、施設に直接支払う1日1500円
だけ学生から「預り金」として徴収している。こ
れは「預り金」なので、何らかの理由で実施し
なかった場合(辞退も含む)、原則として学生
に返金される。そして、実施した実数に基づい
て、年度末にまとめて施設に支払われる。社会
福祉協議会を通すと「申込金」なので、実施で
きなくても返金されず、実施の確認など3者が
関係するので複雑で、この「神奈川大学方式」
は、事務職員からも喜ばれている。

こうして神奈川大学として独自に模索した、
社会福祉施設における介護等体験の方式は、施
設にも継続して受け入れてもらえており、学生
にとっても、大学にとっても、何とか「介護等
体験」を「より意味あるもの」として運営でき
る方式であると考えられる。

(3) 体験者増に対応した展開

「資格社会」といわれ、また不景気で就職難

といわれると、とりあえず教員免許を取得して
おこうと教職課程の履修者が増える。それによ
って、2年生以上を対象にしてきた「介護等体
験」の希望者が、2001・2002年度は150名前後
であったのが、2003年度には200名を越し、
2004年度には300名近くになることが予想され
た。

そこで、お願いする施設を増やすことが必要
になったが、介護保険の展開にともなって新し
く増える「地域ケアプラザ」もあり、2004年度、
2006年度、2007年度とそれぞれ1ヶ所ずつ、新
たにお願いすることができるようになった。特
殊教育諸学校の方は、前年度に実施希望者数を
県教育委員会に申し込むと、それに対応する学
校数を割り振ってくれるが、やはり2004年度に
1校、2007年度に2校増えている。

以上のように、社会福祉施設での介護等体験
は、当初からの3施設には継続してお願いす
ることができ、また、必要に応じて新たにお願
いするようになった3施設を加えて、2007年度
には6施設をお願いしている。こうした実績から、
「神奈川大学方式」は、まだまだ解決すべき課
題はあるものの、「介護等体験」の方法として
それなりに定着し、体験者数の変化にも対応で
きるという点で評価できるものであると考え
る。

2. 学生にとっての意味

(1) 学生指導の展開

——授業「介護等体験指導」の新設——

「神奈川大学方式」は、システムとしてはそ
れなりに展開するようになったが、それを体験
する学生にとって「より意味のある」ものとし
て運営するためには、体験の事前指導と事後指
導の充実によって、学生が自分の体験を意味づ
けることによる学びをつくり出すことが重要に
なる。そしてそのためには、事前指導で自分の
体験をある程度想像することも必要であるが、
体験後に体験について語るなど、「体験をふり
返る」機会を持つことが大切である。

しかし前述したように、当初からしばらくの間は、事前指導は授業外で実施せざるを得ず、学生が共通する時間を設定すること自体も難しい中、5月からの実施に向けて、4月中に一部（昼間部）と二部（夜間部）でそれぞれ2回ずつ全員を集めて一斉指導として実施するというのがやっとであり、事後指導としては、学生に感想を提出させるだけというのが実情であった。したがって、いままで経験をしたことのない場所に赴く学生に、最小限の知識と社会的マナーを伝えることしかできず、「学生が自分の体験を意味づけることによる学び」をつくり出すために、「体験をふり返る」機会を持てるようにすることなどは、程遠いことであった。また、体験者数が増えるにしたがって、学生の把握は困難を極めるようになり、後期になると「申し出もしないで」辞退する学生も出現して、このままでは施設にお願いしにくくなる状況であった。

そこで、「介護等体験」の事前指導と事後指導を授業にすることとし、体験者数が300人を超えることが予想された2005年度に「介護等体験指導」という授業科目を新設した。³⁾しかし、これはそれまでの授業負担にプラスされるものであるため、教員にも学生にもなるべく負担が大きくなるようにという点を配慮して考えられた。

具体的には、以下のように運営されている。授業は半期1単位である。横浜キャンパスでは、一部と二部でそれぞれ1コマずつ前期と後期に開講される。湘南ひらつかキャンパスでも前期と後期に1コマずつ開講される。社会福祉施設での体験（「神奈川大学方式」で体験する学生がほとんどであるが、個人で依頼する学生も少数いる）を5月～9月に実施する者は前期に、10月～2月に実施する者は後期に履修する。この授業を履修しなければ、体験は実施できないことになっている。授業は隔週、半期で8回行われ、原則として欠席は認められない。

授業では、ビデオ視聴や施設・学校の教職員

の方からの講義などによって体験のイメージをつかむとともに、体験終了者が「体験を語る」ことによって、語る者は「自分の体験をふり返る」、聴く者は「体験を共有する」ということをめざしている。しかし、コマ数と体験者数との関係で、100人を超える授業になることもあり、やはり一方的に伝達するだけになってしまうことも現状である。そこで横浜キャンパスでは、2007年度には何とか1クラス70人以下にしたいと考え、教員の負担増によって、前期・後期それぞれ3コマずつ開講する試みをした。

以上のように、「神奈川大学方式」の展開とあわせて、「介護等体験指導」の授業に取り組んできているが、解決しなければならない問題はつぎつぎと起こる。しかし、それまでの授業負担に加えての「介護等体験指導」であるため、現在の取り組みの状況は、教職課程としては限界であると思わざるを得ない。

（2）体験を通して学べること

「介護等体験」は、免許取得に必要な「単位」として位置づけられているわけではないので、実施に関わる業務は、教員にとっては、負担の増加ということになる。その点は、仕事のあり方として、解決しなければならない課題であるが、学生が教職課程修了に当たって書く文章の中で、介護等体験をとっても「意味のある」貴重な体験としてあげることが多いのは事実であり、介護等体験の意義は大きいと考えられる。体験後の学生の感想文には、以下のようなことが書かれている。⁴⁾

① 障がい者や高齢者に対する気持やイメージの変化

「盲学校へ行って一日目から思ったことは何よりも子どもたちが本当に明るくて楽しそうだったことでした。盲学校へ行くのは今回が初めてだったので、行くまではやはりどこかおとなしい生徒が多いのではないかなと思っていました。しかし授業風景を見させてもらったり、子

どもたちと実際に話をしたりしてみて、予想していたものとは全く違っていたことがわかりました。子どもたちはとても楽しそうで、運動会のために毎日練習してきたのだと、とても張り切って頑張っていて、そんな姿を見ていると目が見えないことなど何も差などないように思えてしまいました。』

「私は介護体験の初日が近づいてきた時、非常に不安な気持ちで正直『やりたくない』という考えが強かった。……四日目、五日目になると、利用者さんに喜んでもらおうという気持ちが何よりも先に立ち、利用者さんと話すことや一緒に動くことを率先して行うようになっていた。体験前の自分の考えが信じられないくらいこの気持ちの変化に驚いた。」

② 「コミュニケーション」の大切さへの気づき

「介護体験を通して、人と関わること、『コミュニケーション』の大切さをつくづくと感じました。会話の中で、自分がどう対応していったらいいのかよく考えさせられました。ジェスチャーを多く取り入れたり、相手の目を見てうなづいていると、利用者さんたちは喜んで話をして下さいました。この方法はどの場面でも通じると思います。自分はどちらかと言うと話し手の方なので、聞き上手ではないのですが、話を聞く姿勢を少しでも変えると相手の反応もだいぶ違うのでこれからの生活の中で注意していきたいと思います。」

③ 感謝される喜びと自分の有用感

「私が介護等体験を通して最も強く感じたこととしていえるのが、この数日で今まで言われたことがない数の『ありがとう』という言葉が言っていたことである。普段の何気ない行動も利用者さんからすれば非常に困難であるからこそ、自然とありがとうという言葉が出るのだと思った。このことから、感謝されることの喜びと感謝することの重要性を同時に学ぶこ

とができた。実際にこの体験以降、公共の場で高齢者に声をかけられるようになったり、自然と公共マナーを意識するようになったりという心境の変化が現れた。介護等体験は私にとって非常に貴重な体験で、人間として大きく成長することができたと感じている。」

以上のような感想がかなり多いが、そこから、学生が体験し学んでいることを考えてみる。まず体験前は、未知のことに対する不安と緊張でかなり重たい気持ちで、なぜ教員になるのに福祉の体験をしなければならないのか納得できないまま出かける。しかし、盲学校の運動会では自分たちと同じようなことができる生徒たちに驚き、その明るさに巻き込まれて一緒に楽しむ経験をしたり、養護学校では自分の日常の「ことば」が通じない状況の中で、子どもの方からの動きで「通じた」と感じる経験をする。また、高齢者のデイ・サービスでは、どう話しかけたらよいか分からない状態から、少しずつ話しかけられるようになり、「ありがとう」と言ってもらったりする。こうした「うれしい」経験をしたり、自分の存在価値を実感できたりする中で、気持ちが軽くなり、ようやくまわりに目が向くようになって、少し積極的になり、自分に自信がもてるようになるようである。

そして、多くの学生が感想文の最後で、今まで知らなかった「世界」を経験したこと、自分の「コミュニケーション力」の欠如と大切さを学ぶことができ、こうした体験は教職課程履修者だけでなく、すべての学生がしたらいいと思えることなどを述べている。このような経験の実態を考えると、学生がいかに同年代の均質な世界しか経験していないか、そのような育ちの中で、想像力とコミュニケーション力がいかに欠如しているかということが分かるとともに、「介護等体験」の意義の大きさを確認することができる。⁵⁾

3. 今後の課題

以上のように、「介護等体験」そのものは単位化されていないため、その運営に関わる指導等はそれまでの授業負担にプラスされるものであるが、学生にとっては、とても貴重な体験になっている。そして、その貴重な体験を「より意味のある」経験にするには、「体験をふり返る」活動を充実させる必要があるが、現状の「介護等体験指導」の授業の体制の中では限界であるように思える。したがって、現状からの改善を望むとすれば、教職課程全体の中での位置づけと他の授業との関連で改善の検討をする必要があるが、2009年度入学者からの教職課程の改訂で科目が増えることになっている状況では、かなり困難な課題である。

また、教職課程履修者、あるいは全体的な大学生の現状から生じている問題もある。それは、「年々」と言っているほど、社会性とコミュニケーション力が低下しているということである。それによって、体験先でトラブルを起こしてしまう事例が増えてきて、今まで2年生以上で実施してきた「介護等体験」を、3年生以上に変更することを検討せざるを得なくなっている。学生にとって「初めての」世界であることが多いので、なるべく早く体験して、その体験を教育について学ぶ際に活かしてほしいと願って、2年生から実施してきたが、社会に「ご迷惑をかけても」というわけにはいかなかったのである。

こうして考えると、始まってから10年にわたって取り組んできた「介護等体験」のこれからの改善の展望は、あまり明るくはないが、学生が経験するさまざまな「気づき」は、他で作り出すことはできないことであるので、何とか少しずつでも改善に取り組みつつ運営していきたいと考える。

<注>

- 1) 現代教師養成研究会編『教師をめざす人の介護等体験ハンドブック 改訂版』（大修館書店、2003年）「はじめに」から引用。本書は、「介護等体験指導」でテキストとして使用している。
- 2) 体験者数の推移は、<表1>を参照。
- 3) 2005年度以降の「介護等体験指導」の履修者数は、<表2>を参照。
- 4) 学生の感想は、『神奈川大学教職課程通信』第20号（2003年3月25日）及び2007年度「介護等体験指導」履修者の感想から引用した。
- 5) 入江直子「教員養成における『体験学習』の必要性——『介護等体験』実施の経験から」『神奈川大学教職課程通信』第19号（2002年3月25日）。

表1. 介護等体験者数

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
【社会福祉施設】										
菅田地域ケアプラザ				69	58	73	75	98	57	47
篠原地域ケアプラザ				63	69	81	67	63	60	48
神之木地域ケアプラザ				3	10	14	29	39	38	31
樽町地域ケアプラザ							77	85	55	63
片倉三枚地域ケアプラザ									48	40
沢渡三ツ沢地域ケアプラザ										32
反町地域ケアプラザ				2						
社会福祉協議会 (神奈川)	7	1	71	12		7				
社会福祉協議会 (その他)		2	4	5	1	3	1			
【特殊教育諸学校】										
横浜市立盲学校	1		17	43	22	58	38	50	51	45
上菅田養護学校			21	61	31	55	38	36	22	26
横浜市立高等養護学校							35	51	30	20
横浜市立ろう学校										36
保土ヶ谷養護学校										14
平塚養護学校			20		4	26	32	18	21	23
小田原養護学校							5	16	12	11
聖坂養護学校	1	28	30	29	0	10	12	6	2	2
津久井養護学校										1
日野養護学校	2									
みどり養護学校	1									
鶴見養護学校	2									
体験者総数					146	213	280	326	267	262

※1998年と1999年は短大生と科目等履修生のみ実施。

表2. 「介護等体験指導」履修者数

	2005	2006	2007
横浜キャンパス	220	190	222
湘南ひらつかキャンパス	115	91	63
合 計	335	281	285

<「介護等体験指導」のシラバス>

授業科目	介護等体験指導
	Guidance for Practice of Carework
担当者	教授 入江 直子 教授 大西 勝也 教授 古屋 喜美代
単位	1
曜日・時限	金曜日 5 時限 金曜日 6 時限 金曜日 7 時限

授業内容

義務教育に従事する教員の資質の向上を図る観点から、「中学校の教諭の普通免許の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる」という趣旨の「介護等体験」（7日間—原則として、盲・聾・養護学校2日間、社会福祉施設5日間）の事前・事後指導を行う。

授業計画

1. オリエンテーション—介護等体験の意義
2. 盲・聾・養護学校と障害児教育について
3. 高齢者福祉と社会福祉施設について
4. 介護等体験に取り組む留意点と心構え（1）—社会福祉施設
5. 介護等体験に取り組む留意点と心構え（2）—盲・聾・養護学校
6. 介護等体験で学んだこと—体験のふり返り（1）
7. 介護等体験で学んだこと—体験のふり返り（2）
8. まとめ

授業運営

半期で8回授業を行う。授業では、映像教材や施設の職員の方の講義、体験終了者の体験報告などによって、現場の理解を深める。なお、本講義を履修しなければ介護等体験を行うことができない。社会福祉施設における介護等体験を4月～9月に行う者は前期に、10月～3月に体験を行う者は後期に必ず履修すること。

評価方法

出席（原則として欠席は認めない）と体験レポートによる。

使用書

現代教師養成研究会編『教師をめざす人の介護等体験ハンドブック』[大修館書店]